

「北海道ドローン研究会個人情報及び肖像権等の取扱い要領」の解説

北海道ドローン研究会事務局

目的：個人情報の保護、肖像権及び著作権について理解し運用する

▲ 個人情報の保護とは

『生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、または個人識別符号が含まれるもの。』

- 1) 個人に関する情報であること
- 2) 特定の個人を識別できること

▲ 肖像権とは

他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真が無断で公表されたり利用されたりすることがないように主張できる権利です。肖像権には、人格権の一部としての肖像権と、財産権としての肖像権があります。人格権の一部としての肖像権は、アーティストやタレントに限らず誰にでも認められる権利です。

▲ 著作権とは

「著作物」を創作した者（「著作者」）に与えられる、自分が創作した著作物を無断でコピーされたり、インターネットで利用されない権利です。他人がその著作物を利用したいといってきたときは、権利が制限されているいくつかの場合を除き、条件をつけて利用を許可したり、利用を拒否したりできます。

撮影：集会等への参加会員は肖像権の内、撮影等には承諾したものとみなす

画像の公開：

承諾不要：本会の運用する LINE グループや HP への投稿

- ：参加者や第三者が特定できない映り込み
- ：施設及び人物等に本会が事前に承諾を得ている

要承諾：個人または第三者が明確に特定できる画像

- ：プライバシーの配慮が必要な施設及び付近（温泉地等）

画像公開の注意

- ：集会での撮影画像は全て本会（撮影者含む）に帰属する
- ：参加者等に承諾の画像等の公開には
 - 「北海道ドローン研究会」及び公開者の識別を挿入する
- ：各種 SNS 等への公開は本会への ID 通知と HP での公開を原則
- ：他の会員が LINE 等に公開した画像の転用についても同様